

松山市長 野 志 克 仁

松山市地域におけるまちづくり交付金交付要綱をここに公布する。

記

松山市地域におけるまちづくり交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、松山市地域におけるまちづくり条例（平成21年条例第9号。以下「条例」という。）第11条及び第14条の規定に基づき、認定まちづくり協議会等の活動に必要な経費に対し、予算の範囲内で、地域におけるまちづくり交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

2 交付金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(交付対象団体)

第3条 交付金交付の対象とする団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

(1) 認定まちづくり協議会

(2) 地域協働団体（一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、地域において自主的に公益的な活動を行う団体として、市長が適当と認めたものをいう。以下同じ。）

(交付金の種類等)

第4条 交付金の種類及び交付額算定基準は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、他の制度により補助金の交付その他の助成を受けている事業（別表に定める交付金の交付の対象となる事業のうち、松山市地域におけるまちづくり補助金交付要綱（平成19年要綱第49号）別表2に定める空き家改修補助を受けているものを除く。）は、交付金交付の対象としない。

(交付金の交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする者は、別に定める期間内に松山市地域におけるまちづくり交付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書（様式第2号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、松山市地域におけるまちづくり交付金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付金事業の変更交付申請等)

第7条 前条の規定により交付金の交付決定を受けた者（以下「交付金決定事業者」という。）は、交付金の交付決定を受けた事業（以下「交付金決定事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ松山市地域におけるまちづくり交付金変更交付申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認める場合は、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の申請について準用する。

(交付金の請求)

第8条 交付金決定事業者は、規則第9条第2項の請求書により市長に交付金の請求をするものとする。

(交付金の積立て)

第9条 第6条の規定により交付金の交付決定を受けた認定まちづくり協議会は、市長と協議して交付金を積み立てることができる。

(交付金の繰越し)

第10条 交付金決定事業者は、当該年度の決算において余剰金が生じたときは、当該年度に交付された交付金を翌年度に繰り越すことができる。ただし、交付金の交付対象となる活動を実施しなかったときは、繰り越すことができない。

(交付金の前金払)

第11条 市長は、交付金決定事業の実施上必要と認めるときは、規則第9条第1項ただし書の規定により、交付金の全部又は一部を前金払することができる。

(実績報告)

第12条 交付金決定事業者は、交付金決定事業が完了したとき（規則第6条第2号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、松山市地域におけるまちづくり交付金実績報告書（様式第5号）に、収支決算書（様式第6号）その他市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告は、交付金決定事業の完了の日（交付決定事業を廃止したときは、その承認を受けた日）から1月以内に行わなければならない。ただし、市長がやむを得ないと

認めるときは、この限りでない。

(届出義務の免除)

第13条 規則第8条ただし書の規定により、交付金については、同条各号に掲げる書類の提出を要しないものとする。

(調査及び資料の提出)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、交付金の使途に関して調査を行い、又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

付 則 (平成24年3月30日要綱第55号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年12月6日要綱第92号)

この要綱は、公布の日から施行し、同日以後に第6条の規定による申請をした交付金について適用する。

付 則 (平成26年3月31日要綱第30号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、この要綱による改正後の松山市地域におけるまちづくり交付金交付要綱の規定は、同日以後の第5条の規定による交付金の交付申請について適用する。

付 則 (平成28年3月31日要綱第23号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年3月31日要綱第28号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

交付金の種類	交付額算定基準	交付対象団体
まちづくり運営事業交付金	1年につき70万円(当該事業の実施期間が1年に満たない場合は、当該額の12分の1を当該事業の実施月数に乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。))	認定まちづくり協議会
立ち上がり活動交付金	1年につき30万円(当該活動の実施期間が1年に満たない場合は、当該額の12分の1を当該活動の実施月数に乗じて得た額)	まちづくり計画を策定していない認定まちづくり協議会(その認定の日から3年が経過していない者に限る。)
コミュニティ活動事業交付金	<p>1 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、1年につき当該各号に定める額(当該事業の実施期間が1年に満たない場合は、当該額の12分の1を当該事業の実施月数に乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。))とする。</p> <p>(1) 世帯数(第5条の規定による交付金の交付申請があった日の属する年度の前年度の1月1日現在における交付対象団体を構成する大多数の者が住所を有する公民館区域の推計世帯数をいう。以下同じ。)が1,000世帯以下の場合 50万円</p> <p>(2) 世帯数が1,000世帯を超え3,000世帯以下の場合 60万円</p> <p>(3) 世帯数が3,000世帯を超え6,000世帯以下の場合 80万円</p> <p>(4) 世帯数が6,000世帯を超え12,000世帯以下の場合 100万円</p> <p>(5) 世帯数が12,000世帯を超え18,0</p>	まちづくり計画を策定している認定まちづくり協議会

	<p>00世帯以下の場合 120万円</p> <p>(6) 世帯数が18,000世帯を超え24,000世帯以下の場合 140万円</p> <p>(7) 世帯数が24,000世帯を超える場合 160万円</p> <p>2 前項の規定より算出した額のほか、市長は、地域の状況を勘案して特に必要と認める額を交付することができる。</p>	
<p>連携事業交付金</p>	<p>1 次の各号に掲げる活動の区分に応じ、1年につき当該各号に定める額を合計した額とする。</p> <p>(1) 敬老活動 公民館区域内の65歳以上の人口(第5条の規定による交付金の交付申請があった年度の前年度の3月1日現在の人口をいう。)に90円を乗じた額に7,000円を加えた額(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。)とし、25,000円を下限額とする。</p> <p>(2) 廃棄物減量等活動 8万円</p> <p>(3) 防犯活動 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に世帯数に2円を乗じた額を加えた額(100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。)</p> <p>ア 世帯数が3,000世帯以下の場合 3,000円</p> <p>イ 世帯数が3,000世帯を超え10,000世帯以下の場合 5,000円</p> <p>ウ 世帯数が10,000世帯を超える場合 10,000円</p> <p>2 前項の規定より算出した額のほか、市長は、地域の状況を勘案して特に必要と認める額</p>	<p>市と協定を締結して敬老活動、廃棄物減量等活動又は防犯活動を行う認定まちづくり協議会</p>

	を交付することができる。	
地域協働活動 応援事業交付 金	<p>1 次の各号に掲げる区分に応じ、1年につき当該各号に定める額を合計した額</p> <p>(1) 基礎割額 20万円</p> <p>(2) 連携割額 10万円</p> <p>(3) 世帯割額 世帯数に180円を乗じて得た額(当該活動の実施期間が1年に満たない場合は、当該額の12分の1を当該活動の実施月数に乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。))</p> <p>2 前項の規定より算出した額のほか、市長は、地域の状況を勘案して特に必要と認める額を交付することができる。</p>	市と協定を締結して地域協働活動応援事業(地域内の連絡調整、文書等の配布回覧その他の活動を行う事業をいう。)を実施する認定まちづくり協議会及び地域協働団体

備考 各交付金の交付額算定基準により算出された交付金は、必要に応じて他の事業実施のための費用に充てることができる。

様式第1号（第5条関係）

松山市地域におけるまちづくり交付金交付申請書

年 月 日

（宛先）松山市長

名称
所在地
代表者氏名 印
（連絡先 ー ）

次のとおり、地域におけるまちづくり交付金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

総事業費	対象経費	交付申請額
円	円	円

着手完了予定期日 年 月 日 ～ 年 月 日

事業等の効果

その他特記事項

- 添付書類 1 事業計画書
2 収支予算書(様式第2号)
3 その他参考となる資料

収 支 予 算 書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘要（積算基礎等）
合 計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘要（積算基礎等）
合 計		

※交付対象経費に下線を入れてください。

様式第3号（第6条関係）

松山市地域におけるまちづくり交付金交付決定通知書

松山市指令第 号
年 月 日

様

松山市長 印

月 日付で申請のありました松山市地域におけるまちづくり交付金を次のとおり交付決定したので通知します。

記

交付金額	円
交付の条件等	

様式第4号（第7条関係）

松山市地域におけるまちづくり交付金変更交付申請書

年 月 日

（宛先）松山市長

名称
所在地
代表者氏名
（連絡先 ー 印）

次のとおり、地域におけるまちづくり交付金交付要綱第7条第1項の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

総事業費	対象経費	交付申請額
円	円	円

変更した事業の内容

変更後の着手完了予定期日 年 月 日 ～ 年 月 日

事業等の効果

その他特記事項

- 添付書類 1 変更事業計画書
2 変更後の収支予算書(様式第2号)

松山市地域におけるまちづくり交付金実績報告書

年 月 日

（宛先）松山市長

名称
所在地
代表者氏名 印
（連絡先 ー ）

年度において松山市指令第 号により交付を受けた事業について、次のとおり地域におけるまちづくり交付金交付要綱第12条第1項の規定により関係書類を添えて実績報告をします。

記

総事業費	対象経費	交付申請額
円	円	円

着手完了期日 年 月 日 ～ 年 月 日

事業等の効果

その他特記事項

- 添付書類 1 収支決算書(様式第6号)
2 その他参考となる資料

収 支 決 算 書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	差引増減額	摘要(積算基礎等)
合 計				

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	差引増減額	摘要(積算基礎等)
合 計				

※交付対象経費に下線を入れてください。